令和６年度　南富良野町地域おこし協力隊員　募集要項

南富良野町は、北海道のほぼ中央部に位置し、北は富良野市、東は新得町、南は占冠村、西は夕張市に接しています。町内には東西に貫流する空知川に沿って、北落合、落合、幾寅、東鹿越、金山、下金山の６つの集落が形成されています。本町の総面積は665.54㎢で約90％が森林で占められており、自然豊かな町です。

農業は本町の基幹産業であり、認定農業者62名（令和4年4月1日現在）により、人参、蕎麦、馬鈴薯、もち米等の作付を行っております。

また、町内唯一の農産物直売所があり、地元の生産者がつくった農産物は地元住民や観光客からも評判がよく、町外からのリピーターも多い状況となっております。直売所では、地元の農産物のＰＲのみならず町の魅力の発信地としての活動を継続するため、人手不足の解消、または販路の拡大に向け、アイディアや農業、販売等、今後の活動を展開していきたいと考えています。

そこで、地域おこし協力隊員として、これまで培ったスキルと経験を活かし、当町の振興に活躍頂く方で活動終了後も本町において就労又は起業し、定住したい意欲のある方を募集します。

１．募集内容、人数

地域おこし協力隊（特産品推進員）　　1名

２．業務内容

　　①農産物直売所「作倶楽」における活動

　　　・販売、商品開発、販路の拡大　等

　　②南富良野町産の農作物を活用した特産品、メニューの開発

　　③ＳＮＳや雑誌、新聞等メディアを活用した情報発信等ＰＲ事業

　　④地域におけるイベント企画・運営

　　⑤営農団体活動等の事務作業

　　⑥営農団体活動等への参加

　　⑦その他農業事業に関すること

３．募集対象

　　①三大都市圏及び都市地域等（過疎・山村・離島、半島などの地域に該当しない市町村）に居住（住民票を有している）している方　※地域要件についてはお問い合せください

　　②観光及びグリーンツーリズム、農産品加工、６次産業化に意欲のある方

　　③採用後、南富良野町に住民票を異動し、下金山地区に居住可能な方

　　④活動終了後も南富良野町に定住する意志のある方

　　⑤地域活動に積極的な参加と交流を図り、地域の活性化に意欲的に活動できる方

　　⑥普通自動車運転免許を取得しており、日常的な運転に支障のない方

　　⑦心身ともに健康で地域の活性化に意欲があり、積極的に活動できる方

　　⑧パソコンの一般的な操作（Word、Excel、電子メール等）やSNS等ができる方

　　⑨土日祝日夜間の勤務、会議、行事参加など不規則な勤務体制に対応できる方

　　⑩地方公務員法第16条の欠格事項に該当しない方

　　⑪暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第６号に該当せず、同法第２条第２号に規定するものと関係を有しない方

４．勤務地

　　金山・下金山交流センター内　農産物直売所「作倶楽」

　　　空知郡南富良野町字下金山

５．勤務時間

原則として週37.5時間を基本とします。

　　ただし、活動内容により週2日の休日が取れない場合や時間外に勤務を要する場合があります。その場合は、時間外手当又は後日振替対応休暇で調整いたします。

６．雇用形態・期間

・地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項第1号に定める会計年度任用職員の身分として町長が任命します。

・採用日は、採用決定後に相談の上調整します。

・任用期間は、任命した日から1年間となります。

・任用の更新は、活動評定結果などを総合的に判断し決定します。

・最大任用期間は、通算して採用日から３年間となります。（制度上任用可能な最大期間であり、３年間の任用が約束されたものではありません。）

７．報酬等

・月額２０６，３００円　（月の途中で採用、退任した場合は、日割り計算となります）

・期末手当は６月と１２月に月額報酬の４．５ヵ月分支給

（採用日等により支給額が変更となる場合があります。）

・任用更新の場合昇給制度あり

＜年収の目安＞

　１年目（４月採用）　年収３０７万円、２年目３４０万円、３年目３５０万円

※社会保険、雇用保険、住民税、所得税等の本人負担分が報酬から差し引かれます。

※寒冷地手当、扶養手当、退職手当は支給しません。通勤手当は下記「８．待遇・福利

厚生④」のとおりとします。

※業務に支障のない範囲で、あらかじめ町長の許可を受けた上で、町が支給する給与以外の収入を得ることは可能です。

８．待遇・福利厚生

①社会保険（健康保険・厚生年金）、雇用保険に加入します。

　　②有給休暇、特別休暇等の取得が可能です。（条件あり）

　　③住宅については、南富良野町が用意する町有住宅又は南富良野町内の民間アパートとし、民間アパートに入居する場合は一部補助します。ただし、敷金、礼金、共益費、退去時の清掃費等は個人負担です。

　　④通勤時に乗用車（軽自動車を予定）が必要と認める場合は南富良野町が負担します。また、通勤や業務に関わる燃料費を町が負担します。

　　⑤住居に係る光熱水道費ほか生活費、パソコン等通信費等は個人負担です。

　　⑥活動に必要な消耗品、旅費、研修等の参加費は予算の範囲内で町が支給します。

　　⑦転居に伴う費用の一部を町が支給します。

９．申込受付期間

　　令和６年４月17日から令和６年７月４日まで

10．応募方法

　　①提出書類

　　　・南富良野町地域おこし協力隊応募用紙（カラー顔写真付き）

　　　　※応募用紙は南富良野町ＨＰよりダウンロードしてください。

　　　・住民票（2023年12月1日以降発行のもの）

　　②提出期限

　　　令和６年７月４日まで（必着）

　　③申込み方法

　　　郵送による

　　④提出先

　　　〒079-2402　北海道空知郡南富良野町字幾寅867番地

　　　　南富良野町役場 産業課農業政策室 農政係

11．選考方法

　　①第１次選考

書類選考を行い、提出期限のおよそ1週間後を目途に応募者全員に書面により結果を通知します。

②第2次選考

第1次選考合格者を対象に南富良野町役場において面接試験、またはオンラインにより面接を行います。（詳細は第１次選考の合格者に通知します。）

　　③最終選考結果

第2次選考の結果を対象者全員に文書により通知します。

12．お問合せ先

　　　南富良野町役場 産業課農業政策室 農政係

　　　〒079-2402　北海道空知郡南富良野町字幾寅867番地

　　　TEL 0167-52-2115 FAX 0167-52-2922